

# 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付のご案内

公

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## 1. 申請の際は何を提出すればいいの？（申請書類）

- ①同封の申請書
- ②お振込みを希望される口座の通帳またはキャッシュカードのコピー
- ③下記の対象児童が小笠原村に住民登録していない場合は住民票（児童の世帯全員のもの）
- ④令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることが分かる書類  
※振込通知書、継続認定通知書、振込確認ができる給与明細または通帳等の写しのいずれか
- ⑤令和3年1月2日以降に転入された場合は、令和2年中の所得が分かるもの（令和3年度課税（非課税）証明書、令和2年源泉徴収票等）

## 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

## 3. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。所得制限があります。児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる所得であることが条件です。

◆児童手当（本則給付）受給者の所得制限限度額

扶養親族0人 622万円、扶養親族1人 660万円、扶養親族2人 698万円

## 4. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

## 5. いつもらえるの？（支給時期）

申請書を提出いただいた方から審査をし、2月上旬から順次支給を開始します。

## 6. いつまで、どこに申請したらいいの？（申請期限及び申請先）

令和4年2月28日までに村民課住民係または母島支所に提出してください。

お問い合わせは



小笠原村村民課住民係「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：04998（2）3113

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに小笠原村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに小笠原村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。